

第 562 回広島地方最低賃金審議会
議事録

令和 7 年 7 月 30 日（水）

広 島 労 働 局
広島地方最低賃金審議会

- 1 日 時 令和7年7月30日(水) 13時25分～14時20分
2 場 所 広島合同庁舎3号館1階15号会議室

3 出席者 (公益代表委員)

岡田 行正

酒井 朋子

中原 良子

三井 正信

村上 恵子

(労働者代表委員)

佐崎 吉宏

角 直樹

橋本 聡

林 秀彦

藤村 直樹

(使用者代表委員)

池久保典也

蔵田 秀和

木村 康弘

長谷川信男

光村 賜純

(広島労働局) 局長

小沼 宏治

労働基準部長

木下 麻子

賃金室長

檀上 昌浩

室長補佐

東 恵

賃金指導官

栗林 隆幸

4 議 事

- (1) 広島県最低賃金の改正決定について
- (2) 広島県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見の申出について
- (3) 生活保護水準との乖離状況について
- (4) 賃上げしやすい環境整備のための支援策について
- (5) その他

議事

東補佐

定刻より少し早いのですが、ただいまから第 562 回広島地方最低賃金審議会を開会いたします。

本日の各委員の出席状況でございますが、公益代表委員5名中5名、労働者代表委員5名中5名、使用者代表委員5名中5名の計 15 名の委員に御出席をいただいております。

最低賃金審議会令第5条第2項の定足数を満たしておりますので、本審議会は、有効に成立、開催されていることを御報告申し上げます。

また、本審議会の公開につきまして、去る7月 16 日から 22 日までの間、公開の公示をいたしましたところ、傍聴を希望される方が8名おられました。

8名が本日の審議会を傍聴されていますので、併せて御報告いたします。

傍聴される方々は、事前に御説明しております遵守事項に従っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日の配布資料について、御説明いたします。

ファイル資料ですが、本体資料と別冊資料の2部に分けております。

1部目は本体資料で、資料No.1からNo.10 までで構成されています。この中で、中央の目安小委員会で使用されている資料としましては、本体資料 No.6からNo.8までとなります。別冊資料には、7月 15 日に公示して改正決定に係る意見を求めた結果提出された意見書等が綴られております。

そして、追加資料を机上配布しております。資料としまして、消費者物価指数「食料関係」の対前年上昇率の推移及び広島市における同様の品目の対前年上昇率の推移となります。

以上、そろっておりますでしょうか。

それでは、これより議事に入りますので、岡田会長、以後の議事進行をよろしく、お願いいたします。

岡田会長

それでは、これより議事を始めます。

まず、議事1の広島県最低賃金専門部会の設置についてです。事務局より説明をお願いいたします。

東補佐

第 561 回広島地方最低賃金審議会における改定決定の諮問を受けまして、令和7年7月 15 日付けで専門部会委員の推薦公示を行いましたところ、労働者代表委員については3名、使用者代表委員は3名の候補者の推薦がありました。これら候補者の中から、資料No.2広島県最低賃金専門部会委員名簿のとおり、7月 30 日付けで任命させていただいておりますので、御報告いたします。

檀上賃金室長

私からも説明させていただきます。今後、専門部会での調査審議をお願いすることになりますが、現時点では中央最低賃金審議会の目安が答申されておられません。

現時点までに目安小委員会は4回開催されており、明日 7 月 31 日 13 時から第 5 回が予定されていますが、目安答申日がいつになるか分からない状況です。

目安が答申された後、目安を伝達する審議会を開催させていただく予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

岡田会長

はい、ありがとうございました。

ただいま、広島県最低賃金専門部会の設置について事務局からの説明について、何か御質問等がございますか。

(質疑なし)

岡田会長

それでは次に行きます。

広島県最低賃金専門部会の設置が報告されましたので、目安が答申されましたら、専門部会での慎重な調査審議をお願いしたいと思います。

次に議事 2 の広島県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見の申出について、事務局から説明をお願いします。

檀上賃金室長

関係労使からの意見の申出について御説明します。最低賃金法第25条第5項に基づき、令和7年7月15日付けで関係労使の意見聴取に関する公示を行いましたところ、団体・個人を含め最低賃金の改正に関する意見が10団体から提出されましたので、御報告いたします。時間の都合もありますので、申出者と意見書の表題のみ申し上げて紹介させていただきます。別冊資料を御覧ください。

2番目から始めます、信原様「地域別最低賃金額改定の金額審議について」(要望)、永瀬 智之様「広島県最低賃金の改正決定に係る意見書」、三宅敏明様「最低賃金は最低生計費を基準に決めてください。」から始まる意見書、増田正文様「広島県最低賃金の改正決定に係る意見書」、岡崎徹様「2025年広島県最低賃金の改正決定にかかる意見書」、神部泰様「広島県最低賃金審議会への意見陳述」、田頭奈美江様「2025年度の地域別最低賃金の目安にむけた意見書」、服部浩様「広島県最低賃金の改正決定に係る意見書」、武藤貢様「最低賃金法25条5項にもとづき2025年の最低賃金決定に関する調査審議に関して意見を述べます。」、以上が提出されております。

また、令和7年7月15日に開催されました第561回広島地方最低賃金審議会にて紹介させていただきました。「広島県最低賃金審議会に時給1500円以上引き上げの答申を求めるとともに、中央最低賃金審議会に全国一律最低賃金制度の実施へ向けた提言を求める要請書」の追加署名86筆が提出されていることを報告いたします。

さらに、本日は、広島地域労働組合総連合ヒロシマ労連 三宅敏明様、広島県労働組合総連合 植永光則様、広島県労働組合総連合 神部泰様、広島県合同労働組合生協ひろしまパート支部 田頭奈美江様、の4名の方から、意見陳述の申入れをいただいております。

意見陳述の申入れについてはどのように対処させていただくのがよろしいでしょうか。

岡田会長

関係労働者から本審議会に対して、意見陳述の申入れがあったのであれば、最低賃金法第25条第5項に基づき御意見をお聞きしたいと思います。意見陳述については、各自5分以内でお願いいたします。

三宅陳述人

ヒロシマ労連三宅敏明です。よろしくお願いいたします。

私は、6つの点に関わって御要望を申し上げます。

一つ目は、実質賃金をマイナスからプラスへ変える審議会へ、慎重な審議をお願いします。

日本の実質賃金は2024年度で前年比0.5%減、3年連続マイナスとなり、2025年4月の毎月勤労統計調査速報でも、前年同月比1.8%減、4か月連続のマイナスです。

5月の速報値でも、5か月連続マイナスと報道されました。

政府が賃上げこそ成長戦略の要と位置づけ、最低賃金については、2020年代に全国平均1,500円の実現を掲げたことに多くの問題点がありつつも、私たち広島県民は注目をしております。

賃上げを日本経済成長の要に据え、実質賃金上がる国へ転換し、GDPの6割を占める個人消費の確実な拡大、地域循環型経済への転換を進める必要があります。そのためにも、働けば人間らしく暮らすことに足りる最低生計費を明確にし、その実現のための審議を広島地方最低賃金審議会に求めます。

それが生存権を主張することで、経済の安定を図ることを目的とする最低賃金法の役割と考えるからです。

2つ目です。最低賃金は、最低生計費を基準に定めてください。

私たちの全国組織全労連は、27都道府県別で最低生計費調査を行いました。その結果は、月の労働時間を150時間で除して、時給額を算出しました。結果は、物価高騰とライフスタイルの変化で、時間単価、時給1,500円台はありません。時給1,600円台が8市1,700円台が8市、1,800円台が7市、1,900円台が2市という状況です。

青年が自立し人間らしく生活するために最低必要な生計費は、時給で1,700円から1,900円であることが明らかになりました。

都市部では、家賃が高い一方、地方では自動車がなければ生活できない、東京などは生活費が高い、地方は物価も安く生活費も少なくて済む。そういったイメージが語られますが、全国どこに住んでも最低生計費は同じだという結論が私どもの調査結果から明らかになりました。

3つ目です。時間単価、時給を今すぐ 1,500 円に、そして 1,700 円にしてください。広島県は現在時間単価 1,020 円ですが、あまりにも低すぎます。最低生計費を基準にすると、時間単価 1,500 円以上を求めます。そして、1,700 円に上げてください。

4つ目です。地方の声を聞き、最賃を全国一律制にするような議論をお願いします。

まずは徳島県のがんばりです。徳島県の努力は全国で評判になりました。後藤田県知事が地方審議会に出席し、1,000 円を超える最賃を求めました。国が決めた目安額ではなく、時代に合わせるべきだ、徳島の県民所得は全国でも上位なのに、この実態に合わない県民の実態や暮らしの中身から、最賃を設定していくという考え方が必要だと知事は述べております。徳島の看護師さんが兵庫県の淡路島で働くと、時給が 72 円違う、診療報酬は同じなのに、隣県が大都市の地域は危機感を持たなければならないとも語りました。県民の暮らしと県内の経済の発展に責任を持つ知事としての発言は当然です。安い賃金では人材を確保することはできない。若者が地域に定着するよう雇用や産業などをわかっている地方の声を意思決定プロセスの反映してほしい。この知事の発言はとても重大だと思います。それから、この最低賃金の地域格差が人口流出の原因となっていることです。

中央最低賃金審議会は 2024 年度ABC区分を一律 50 円と目安額を決めたことは、最賃の格差を縮める努力をされたとして、評価をしております。しかし、この方法だけでは、地方から都市部への人口流出を止める方策にはなり切れていません。とりわけ隣県が大都市の所は切実な悩みとして表れております。中賃目安額への上乗せは最も多かったのは、徳島県で 34 円というふうにあります。A区分は地方最低賃金審議会での積み上げはなし、B区分広島も積み上げはありませんでした。28 分の 14 県が地方最賃で積み上げをしております。C区分は 13 県全て積み上げをしております。格差是正は猶予がありません。2024 年度東京 1,163 円、秋田 951 円差額は 1 時間で 212 円、前年度 240 円よりは縮小しましたが、格差解消は喫緊の課題です。解決するためには全国一律制にするしか方法はありません。現在の異常な物価高のなかで、時間額 1,500 円なければ生活はできないとの切実な声も一層強まっております。全国一律 1,500 円の実現を求めます。

2024 年度の結果を見ると地方の最賃格差解消の考えが顕著となっています。中賃審の目安額 50 円に地方で上積みした県が 47 都道府県中 27 県です。過半数の県が中央の目安額を上回る答申を行いました。中賃審で目安額を決めるというやり方は地方の声に

寄り添っているのでしょうか。その最賃格差を放置したままでは、人口流出で悩む事態を解決することはできません。解決するためには全国一律制にして、1,500 円以上の最賃にするしかその方策はありません。

5つ目です。中小企業に直接支援をしてください。国や県に求めたいと思います。

中小企業の社長が言います。正社員3人、パート2人の中小企業の社長は、今春闘でパートの時給を60円、正社員は若者を底上げし、月額5,720円～12,000円引き上げた。社長は賃上げの他に何が必要ですかとの質問に「財政支援をしてほしい。」と述べ、社会保険料の事業主負担の軽減を要求されておられます。最初はできる範囲で支援してくれれば、全然負担が違う。中小企業をバックアップする仕掛けを作ってくれたらがんばろうと思える。というふうに社長は語っておられます。徳島県、岩手県、群馬県、などのように財政支援が必要です。「県でできることは国でもできる。」と社長はおっしゃっておられます。国もしっかり中小企業経営者に支援の温かい手を差し伸べてほしいと思います。

6つ目です。この審議会を女性の声が生かせる審議会に変えてください。女性非正規雇用職員労働時間の賃金格差改善は待ったなしの課題です。正規職員の男女格差の是正も喫緊の課題です。ジェンダー平等、今すぐ解決をしてほしい。女性の声を聞いて改善を求めたいと思います。そうした時、審議会を見渡しますと、公益委員に女性が5分の3、労働者委員に5分の0、使用者委員に5分の0、合計15分の3、20%という状況です。県内の女性労働者が固唾をのんで地方審議会を見守っています。私たち女性の声をどれくらい聞いてもらえるのだろうかと注目をしております。女性労働者が、「私たちの意見を聞いてくれる審議会に、私たちの意見を代弁してくれる女性の目線で議論をしてもらえる。」この期待に応えていただきたいと思うのです。今は21世紀です。世界の到達は、私たちのことを私たち抜きで決めないで、「Nothing about us without us」が合言葉になっています。ぜひ女性の委員を登用していただきたいと思います。

以上6点申し上げて私の要請とさせていただきます。

ありがとうございました。

植永陳述人

広島県労連の植永光則といいます。

私の方から3点ほど申し上げたいと思います。

今年も広島県労連のパートの仲間の代表が労働者委員にはなれませんでした。

県労連としてはこの間、パート臨時嘱託労組連絡会ということで、労働組合の中のパートの代表に集まっていただいて、この最賃運動を毎年盛り上げています。広島市の会計年度職員、生協のパートの職員の皆さん含めて、署名を集め、街角に立って街頭での署名行動をされています。また、県労連が主催する自治体キャラバンということで、この最賃の問題も取り上げて、県内 23 の市町と広島県の方に要請行動をし、懇談をし、皆さんの意見をまとめて持ち寄っています。また、毎月定期的に最賃の早朝宣伝を行っています。また、6 月には終日のパートを中心とした座り込みや、そごう前での宣伝行動をしています。そして、先ほど署名のところにありましたが、臨時ではありますが、労働者委員には選ばれませんでした。公正な任命と、中央審議会での要請等で今日紹介いただきました 80 数筆、その後もどんどん署名が集まっておりまして、また、後日になりますけど 250 ほど同じような署名をお届けするというので、準備を進めています。

2つ目は、支払能力のことが3要素としていつも言われますけど、中小企業の厳しい状況ということで、先ほど三宅さんの方からもありましたが、中小企業との懇談会においても、やはり、企業の経営者の方、中小でいいですと、どうしても若者を地元で採用したい、優秀な人が都会に流れるのを防ぎたいということで、地元に残って、地元の企業でちゃんと生活をしてですね、地元の企業を支えてほしいという声が毎年あります。もう一つは、大企業にあれだけの内部留保があるということで、中小企業のところへもう少し利益が残るようにならないかということで、いつも言われています。支払能力というのであれば、大企業の所に集中している富を中小企業のところに(賃金)引上げの原資として回せる、また、国の制度としてそれを作っていくことが必要かと思います。そういった意味での支払能力という点においては、委員の皆さんしっかりとその背景を考えていただいて、今の中小企業をどうして支払能力を上げるかということを論議いただければと思います。

3つ目は、先ほど三宅さんも言いましたが、審議会の構成ということで、今年も県労連のパートの仲間が選ばれませんでした。そうしたところの任命理由と選考方法についてはですね、明らかにしてほしいし、先ほど申しましたいろんな取り組みをしても私たちパートの代表はそうした場には参加できませんし、女性の声が届かない審議会になっていると思っ

ています。県労連の会議自体もですね、ジェンダー平等ということで、できるだけ3割を超えて5割に近づけようという努力をしながら全ての会議でジェンダーを視点にした取り組みをしています。今の社会の中で女性をどう論議の中心に持っていくかということという今までの日本の家長制度を含めたですね、社会参加の中で女性の声が封じられているところをいえば、もっと組合の中でもそういう声を出してこうした傍聴の中にですね、労働者委員の方の組織からですね、もう少し傍聴者が来てもいいのに、いつも私たち選ばれなかった人たちが傍聴するというのはおかしいと思いますので、選ばれていてもその職場の仲間の女性のパートの仲間が傍聴に来て応援をされてもいいと思いますので、そういった全てのところに女性の声が行きわたるような審議会にしていきたいと思いますし、全国の審議会、中央の審議会も含めて男性ばかりの審議会の写真とか映像が流れてきます。そういった縮図が日本だと思いますので、全国の審議会の中で女性委員がどれくらいいらっしゃるのか掴んでいただいてですね、全国の審議とともに女性が参加できる社会を作るためにですね、この一つの審議会があってもいいのかなと思いますので、そういった意味で、この最低賃金の論議にですね女性の参加が増えるということを望んで私の意見とします。

以上です。

神部陳述人

広島県労連の神部といいます。

4点にわたって意見陳述をさせていただきます。

1点目は、最低賃金1500円以上は緊急の課題であるということです。

日本の相対的貧困率が上昇しています。2023年の数値は15.4%です。これはOECD諸国の平均11.4%を大きく超え、37か国中29位です。特に、若者の貧困率が高いことは深刻であり、パート労働者などの非正規労働者が多い女性の賃金も低く抑えられています。この、大きな要因は、日本の最賃制度において、最低賃金額が低く抑えられていることがあげられます。最低賃金が上がると確実に貧困世帯の賃上げにつながります。国民の消費額が増加することによって、企業の生産額と売上額の増額につながります。深刻化する物価高騰から生活を守るためにも、また、広島県の人口流出が全国1位という不名誉な結

果が続いていることを打開するためにも、中央目安にとられることなく、それを上回る提示を強く求め、最低賃金 1500 円以上への展望が持てる大幅な引上げを要望します。

2 点目は、最低生計費の観点から最低賃金を引上げるという観点です。

現在の最低賃金額は絶対額として最低生計費を賄えていない。このことが中央の審議でも指摘をされています。私たちは、全国 28 の都道府県で、最低生計費試算調査に取り組み、その結果から、8時間働けば人間らしく暮らせるには、全国どこでも月額 24 万円、時給 1500 円以上必要であることを明らかにし、厚労省や中央最低賃金審議会に対してもこのデータを採用すること、または同様の根拠ある調査、データの提示を求めてきました。事業の支払い能力を強調することなく、最低生計費の観点から最低賃金を考察すべきだと思います。

3 中小企業等が賃上げしやすい環境整備についてです。

現行の業務改善助成金のみでは不十分といえます。中小・零細企業の意見を取り入れ、中小企業が最低賃金の引上げで経営破綻することのないような支援策を実行するのが行政の役割と考えます。審議会から国に対して中小・零細企業に対しての抜本的な支援策、たとえば社会保険料の減免などの提起を行っていただくことを求めます。

最後は審議会のあり方についてです。

審議会の議論を公正に進めるためにも、私たち県労連からの委員を選出してほしいと思います。また、最賃近傍で働く労働者代表を委員として選出すべきです。幅広い県民の声を反映させる審議会にするためにも委員選出の公正を求めます。また、労働者委員、使用者委員のメンバー全員が男性です。ジェンダーバランスの視点からも極めて課題があります。男女同数となるよう委員選出をすることを強く求めます。

最後に、中央審議会の議論の中でも、地方最低賃金審議会を含む目安審議の議論を注視する者に対して、議論のプロセスをできるだけ分かりやすく示すことで、審議の透明性や納得感を一層高めることも重要である。また、議事録の早期公開については、引き続き事務局において務めることが適当である。と指摘されています。この視点を重視して議論のプロセスの公開を求めます。

以上です。ありがとうございました。

田頭陳述人

広島県合同労組生協ひろしまパート支部の田頭と申します。

私の方からは3つの視点から意見を申し上げさせていただきたいと思います。

私の職場生協ひろしまの中ではですね、時給職、パートで働く方がですね、1,000人以上そういった方々の労働組合を組織しております。この方たちは仕事の内容については、あとまた責任についてもですね、正規の職員さんとほとんど変わるものではありません。ただ短時間契約の労働というだけで、広島県が決めた最低賃金近傍の時給で働いている者がほとんどです。名目賃金を示す現金給与総額は41ヶ月連続で増加していると言われておりますが、元々の基本給が安い上にですね、物価の上昇がそれにも追いついていないということですね、実際には実質賃金は目減りをしているというような状態です。25年の春闘でも各大企業を中心に大幅な賃上げが起こったところもありますが、私たちのような時給で働いている非正規労働者には、その恩恵がありません。賃上げ率は平均4.11%、金額に対して43.2円ということで、これは昨年度の最低賃金加重平均の引上げ51円の水準にさえ達していないものであります。ここへ来て本当に1年間くらいでお米の価格が2倍くらいになりまして、本当に生活が大変でした。私たちが中央省庁の中央審議会の方に出す寄せ書きというものを集めたのですが、その中で私たちの職場のパートさん達が、「お米が買えなくて子供にご飯のお代わりを我慢させている。」だとかですね、「もはや今の生活は本当に何もかも物価が上がってしまって、これでは健康的で文化的な生活とは言えないのではないか。」というような切実な声を書き込まれていました。私たちの運動と地方最低賃金審議会に求めることなのですが、この最低賃金の引上げ運動に関して、私たち生協ひろしまパート労組はですね、上部団体の県労連とか生協労働組合連合会、そういった仲間たちと長年運動に関わってきました。例えば、最賃の引上げと全国一律制度の早期実現への請願署名を各職場で集めているのですが、私たちの労働組合の構成員が1,000人ということにも関わらず、その1.5倍1,500筆以上の署名を集めて、これも中央省庁の方に提をさせていただきました。そのほか、県内あるいは全国の最低賃金法の改正の実現のためには、議員さんの紹介ということで、発議が必要になるということですので、県内や全国の議員さんを回らせていただいて、最低賃金法を改正するための力を貸してくださいと直々に要請に行っております。また、3月から4月の中央行動や、国民春闘行動

と言われるものにはですね、私たち自分たちの職場だけではなくて、産業や業種を超えて、全国の仲間や地方の仲間と一緒に手を携えて全国一律制度の必要性、あるいは最賃の引上げの必要性を各所で訴えているというような運動を常に牽引しております。

今や日本の労働者の4割が非正規労働者、私たちのような時給で働いている者です。暮らしの不安や困難を抱えながら生活を送っているその当事者こそ私たちのような者です。今回の審議会の中には、労働者側の委員さんの中には、私たちのような時給で働いている方の代表者は一人も含まれていませんでした。また、先ほどもあったように何回も私たちの方で選任をしてほしいということで、要望をしてもですね、理由も分からず落されているという状態が続いております。せめていまここにいらっしゃる広島県の最低賃金を審議する方々には私たちのような時給者の実際の声を聞いて、生活実感を肌で感じていただいて、本当に困っている生活者の様子を知っていただいて、今後の審議に生かしていただきたいと切に願っております。

最後になりますが、広島県から最低賃金引上げと全国一律制度の動きを加速させてくださいということです。

2024 年は最低賃金の引上げを巡っては大きく躍進した年となったのではないかと思います。全国の加重平均 51 円という過去最高の引上げ額が実現しております。これはとりわけ地方からの声が大きかったという所によるかと思います。徳島県の例でも分かるように、後藤田知事が憲法第 25 条の生存権に基づいた最低限の暮らしを守るためということで、最低賃金を位置付けて、地方最低賃金審議会の方に働きかけて、徳島ショックと言われるような、84 円の引上げを実現することとなりました。石破首相の方も 2020 年代には全国平均 1,500 円を目指すとおっしゃられておりますし、実際 5 月の政労使会議の中では、最賃引上げを後押しする都道府県向けの補助金や交付金創設を表明するなど、そういったような動きもありました。本当に地方からの大幅な引上げと、最低賃金の一律化ということで、機運が醸成されていると思います。ここ中国地方でいえば、昨年の中央の目安額の中から山口県は 1 円、鳥取は 7 円、島根は 8 円の上澄みを行っております。一方、広島と岡山は目安どおりの答申で、広島県ではここ 9 年ほど中央が示した引上げ額を上回る答申をしたことがないように思います。また、私先月 6 月なのですが、最低賃金キャラバンというものでですね、中国 5 県の県庁と労働局の方に要請に行ってまいりました。その中で、とり

わけ山陰の方の県ですね、島根と鳥取とどちらかというと、最低賃金の水準がまだ低い地方の方とここ広島県の対応といったものに引上げの訴求性とか全国一律化にしなければいけない、あるいは中小企業をもっと支援していかなければならない、そういった取組に対して温度差が感じられて仕方ありませんでした。私たちのような労働者の全ての願いは生まれ育った土地、あるいは自分がこれから暮らしたい、自分が働きたいと思う土地で人間らしい暮らしを送ることではないかなと思っております。その地域の経済状況や県民の暮らしを正面から見据えて、ぜひ、県主導のもと積極的に議論をしていただく必要があるのではないかなと思っております。中国地方一番の地方都市を擁する広島県にはぜひその役割を担っていただきたいと思っております。物価高騰から私たちの生活を守って、生活実感を、生活の改善を実感できる大幅な引上げと地域間格差の解消、そして何よりも地域経済のために本当に必死になってその役割を担っている県内企業の安定的な維持発展のために、中小企業に対する強力な支援策を求める力強い提言をぜひ広島県から願いたいと思います。

以上になります。

岡田会長

はい、ありがとうございます。いま4名の方から貴重な御意見をいただきました。また、意見書等の提出もございました。これらの内容につきましては、今後の審議において参酌させていただきたいと思っております。

ありがとうございます。

それでは続きまして、議事の3「生活保護水準との乖離状況」について事務局から説明をお願いします。

栗林指導官

生活保護水準との乖離状況について御説明します。お配りしております資料 No.4の15ページからの「最低賃金額と生活保護費の比較」を御覧いただきたいと思います。

まず、最低賃金との比較に用います生活保護費は大まかに申しますと、「生活扶助費」と「住宅扶助費」を合計したものです。

生活扶助費とは、食費、被服費、光熱費等に相当するもので、定額給付でございます。

住宅扶助費とは、実際の家賃に相当するもので、決められた限度額内での実額給付でございます。

これらのことから、生活保護費は、家賃の増減や住宅扶助を受ける世帯数の増減を主たる要因として、毎年変動いたします。

これは、各都道府県別に生活保護費と最低賃金額との比較をしたものです。令和6年に改正されました広島県最低賃金との乖離額は、103,821 円マイナス 143,062 円、月額にして 39,241 円、時間額に換算しますと 280 円(1 円未満切り上げ)となり、最低賃金額が生活保護費を 1 時間当たり 280 円上回っており、最低賃金と生活保護費との乖離、逆転現象は生じていないものでございます。

岡田会長

ただいまの事務局からの説明について、何か御質問等はございますか。

(質疑なし)

岡田会長

それでは、次に議事の4「賃上げしやすい環境整備のための支援策について」に移ります。事務局からお願いします

檀上賃金室長

賃金引き上げのための支援策の概要等についての説明は、本日、中国経済産業局産業部中小企業課から原田課長補佐、また、広島労働局 雇用環境均等室から己斐上席雇用環境改善・均等推進指導官においでいただいておりますので、説明の時間をいただいでよろしいでしょうか。

岡田会長

はい、よろしく申し上げます。では、最初に中国経済産業局、次に広島労働局の順で

お願いします。

原田課長補佐

皆様こんにちは、中国経済産業局中小企業課からまいりました原田と申します。

今日は貴重な時間をいただきまして、ありがとうございます。

失礼ですが、座って説明をさせていただきます。

今日お配りしている資料9の 1、49 ページから、52 ページまで4ページ分の資料を配付させていただいております。

資料の説明の前に、本年6月 13 日に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針 2025、いわゆる骨太の方針では、賃上げを起点とした成長型経済の実現を掲げており、物価上昇を上回る賃上げの普及、定着を目指すこととしています。各省横断的に様々な施策が講じられることとなっておりますが、本日は経済産業省の取組をかいつまんて御紹介させていただきたいと思います。

まず、49 ページ「賃上げと稼ぐ力強化パッケージ」と上部に記載された資料でございます。まず、サプライチェーン全体の成長を目指して、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」そして裏面の3番に、サプライチェーン全体で付加価値向上に取り組むなら「パートナーシップ構築宣言」を、と記載させていただいております。最終消費者と直接取引をするようなサービス業や小売業等は、簡単なことではございませんが、自社の判断で販売価格を上げるということで賃上げの原資を確保したり、原材料価格の上昇、こういったものに対応することとなりますが、BtoB取引が主となる事業者については、賃上げの原資を捻出するためには、コストの削減だけでは限界がございますので、取引価格の増額、そのための交渉を発注者と行っていただくこととなります。しかしながら、企業のおかれている立場によっては、取引先との関係で価格転嫁が難しいという実情があることも事実です。

経済産業省では、近年高騰が続いております原材料費、エネルギー価格、そして労務費について、多くの中小企業が価格交渉を行った上で、価格転嫁をすることができる環境を整備するために、毎年 3 月と 9 月に価格交渉推進月間を設け、業界団体を通じた価格転嫁の要請や、研修、講習会の開催、中小企業に対して主な取引先との価格交渉・価格

転嫁等の状況について調査しております。直近の調査が2025年3月に実施されまして、その結果が6月に公表されました。価格交渉の状況は、前回2024年9月の調査と比較しますと、発注側の企業からの申し入れがあつて価格交渉が行われた割合は、前回から3ポイント改善されて、31.5%、受注者側からの申し入れも含めて全体では、89.2%が価格交渉を行うことができたと回答されております。

89.2%ですので、残りの11.8%は価格交渉が行われていないということになりますが、一部交渉が必要ないという企業もございまして、価格交渉を希望したが、行われなかった、このように回答した割合は7.5%ございました。ここをまだまだ改善していく必要があるかと思っております。

労務費に注目しますと、価格交渉を行った企業のうち7割を超える企業は労務費についても価格交渉を実施しておりまして、この割合も前回から約3ポイント増加しております。

しかし、労務費が上がったにもかかわらず、そして価格交渉を希望したにもかかわらず、労務費の上昇に関しては認められなかった、このように回答している企業も依然として存在しております。さまざまなコストがアップする中、上昇したコストをサプライチェーンの中の一つの企業だけで負担していくというのは、おかしな話であつて、サプライチェーン全体で負担することが必要になってきます。さきほど申し上げました1番と3番がサプライチェーン全体に関する施策となっております。

1番の方は、1年半前になりますが、2023年11月に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」というものを公表しております。価格転嫁が難しい労務費に関して、発注者側、受注者側双方が取るべき行動の指針を示しております。これまでの商慣行から受注側、発注側、いずれも労務費の上昇分は受注側、注文を受けた側が負担すべきだという意識がまだまだ根強く残っており、なかなか価格転嫁が進んでいないのではないかと思います。この指針はこれまでの考え方を改めて、発注者と受注者にそれぞれこういう行動を取ってくださいということがまとめられております。

価格交渉がしやすいように、労務費、原材料費、エネルギーコストと区分して交渉できるように様式も提示しておりますので、こういったものの御活用も周知しているところです。49ページ下側2番目、こちらには価格交渉ハンドブックを使ってくださいと記載しております。このハンドブックも随分昔に作ったものですが、改訂を重ねまして、URLとQRコードを読

んでいただきますと、常に最新のものに飛ぶようになっております。こちらもぜひ御活用いただければと思っております。50 ページにまいりまして、3番の「パートナーシップ構築宣言」です。こちらはサプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注書」側の立場から、代表権のある方のお名前で宣言をしていただくものとなっております。パートナーシップ構築宣言をすることで、わが社は適正な取引を行っているというアピールにも繋がりますし、この宣言をすることで、税制や補助金の優遇措置といったメリットもございますので、事業者の方にはぜひこのパートナーシップ構築宣言を行っていただければと思っております。当局も企業訪問する際には、ぜひお願いしますということで周知をしております。参考までに、今日現在、全国で 76091 社が宣言をしております、広島県では 1812 社、少し前に調べた時には 1802 社くらいでしたので、少しずつ宣言をしていただく企業は増えております。

続いて、4番目の「賃上げ促進税制」でございます。これも、今年できた新しい税制ではございませんが、恒常的、持続的な賃上げを行っていただくために制度を強化しております。中小企業、大企業、中堅企業いずれも御活用いただけます。こちらは税額控除ですので、税金を払うほど利益が出ている企業しかお使いいただけないものとはなっておりますが、中小企業に限っては、その年度に控除しきれなかった金額を5年間繰り越すことが可能となっておりますので、賃上げを実施した年は赤字だったとしても、2年後3年後に黒字になった時に、この税額控除を御活用いただくことができます。

最後、5番目に中小企業省力化投資補助金を御紹介させていただいております。この補助金は、創設当初はカタログ型しかなく、また、そのカタログに掲載された設備も少なく、あまり使い勝手がよくないという御批判をいただいておりますが、最近では、カタログ掲載設備も徐々に増えてまいりまして、さらに一般型というのができました。こちらはオーダーメイドで多様な設備やシステムを導入することができるようになりました。こちらにも書いておりますが、賃上げを実施した企業については、補助上限額の引上げというのも適用できることとなっておりますので、人材確保、いずれの企業も苦勞されていると思いますが、設備投資によって省力化をして人手不足を補うことに繋がればと、こういった補助制度も御用意をさせていただいております。

長くなって恐縮ですが、続いて 51 ページを御覧いただけますでしょうか。皆様も御存知

かと思いますが、下請代金法が本当に久しぶりに改正されることになりました。昭和 31 年に制定された法律ですが、この度法律名も含めて大幅改正となります。改正の背景や趣旨はいくつかございますが、まさに労務費、原材料費、エネルギーコストが上昇しておりますが、一方的に代金を決定して中小受託事業者の利益を不当に害する行為が禁止され、法律の中に明文化されることとなります。そのほかにも手形払い等の禁止や、これまでは資本金規模でこの法律の対象となる取引が定められていたのですが、資本金が少額である事業者や、減資をしてこの法律の対象とならないというような例があったことから、法律の対象となる基準に、従業員基準も追加されることになりました。令和8年1月1日に全面施行となりますので、当局としても周知を徹底していきたいと思ひますし、皆様の方でも法律が改正されることを御認識いただけたらと思ひます。

52 ページは御参考までです。価格転嫁サポート窓口というのを各県に設置しておりますので、御利用いただければと思ひます。賃上げや価格転嫁に関しては、公正取引委員会をはじめ、当省においても複数の施策が設けられておりますが、隅々まで施策を届けて行く、こういったことがある、こういう制度がある、ということ、隅々まで知っていただくことが必要だと思ひております。当局でも、あらゆる場面で施策の周知に取り組んでまいりますが、皆様方もタイミングがあればこういったものがあつたなど、思い出していただきつつ周知に御協力いただけますと幸いです。

当局の説明は以上となります。

己斐上席指導官

広島労働局雇用環境均等室の己斐と申します。

私の方からは業務改善助成金について説明をいたします。

資料は、53 ページからです。資料No.10 の 1 から3を使って説明をいたします。

助成金の概要は、資料No.10 の 1 の裏面、上の方の業務改善助成金の概要という所に書いてあります。中小・小規模事業者が、事業場内の最低賃金を引上げ、生産性向上のために設備投資等を行う計画を提出し、計画に沿って実施した場合に、設備投資等に要した費用の一部を助成する、広島の場合は、最低賃金が 1000 円以上ですから、何か生産性向上に資する物を購入して、その金額に対し助成率 3/4 を掛けた金額と、引上げた金

額及び引上げた人数に応じて決まっている助成の上限額を比較して、低い方の金額の1,000 円未満を切り捨てたものが助成される仕組みになっております。

どの程度この助成金の利用があるかということですが、資料No.10-3 のところを御覧いただけますでしょうか、こちらにこの助成金の利用件数を紹介する表を掲載しております。広島は、令和6年度 429 件、令和5年度 403 件の交付決定をしており、増加傾向にあります。全国的にも同様の傾向かと思われます。例年8月から申請件数が増えており、今年度は6月末の段階で、昨年度同時期の 1.4 倍くらいのペースで申請を受け付けております。7月に入ってさらに申請件数が増えており、お電話での問い合わせも増えてきておりまして、興味、御関心が高い助成金と感じているところです。この助成金は資本金等又は常時使用する労働者数で判断して、中小・小規模事業者該当する者を対象にしております。申請事業者の規模は分析していませんが、労働者を雇用する個人事業主から製造業であれば 300 人以下、飲食であれば 100 人以下の規模の事業者の申請もあり、幅広く申請をいただいております。利用いただいた際の感想などですが、資料No.10-1、10-2 を御覧いただければと思います。こちらの助成金では支給決定した事業主に対して、アンケートの協力を依頼しておりますが、令和6年度の御回答が届いており、回収率は 27%くらいです。1番の「認知度」ですが、制度を知っていたという回答が約 75%となっております。2番の「制度を知るきっかけ」ですが、厚生労働省ホームページ、社会保険労務士からの紹介などとなっております。3番の「制度が役に立ったか」の回答では、「まあまあ」を含め、すべてで「役に立った」という回答を得ており、4番でその「効果」を尋ねたところ、「生産性向上に繋がった」が 102 件、「事業場内最低賃金以外の賃金で働く労働者も賃金を上げることができた」が 31 件となっております。導入した設備投資に直結した効果はもちろんのこと、資料No.10-1 の4番にありますように、「社員の気持ちに余裕ができた」といった声もいただいているところです。この助成金をきっかけに、「事業場内最低賃金以外の賃金で働く労働者の賃金も上げることができた」という回答が一定数あることが、波及効果という点で特筆すべきことと思っております。併せて、この助成金の大きな特徴としては、支給して終わりではなく、事業主の方に支給後の報告が求められることです。仮に、事後報告で賃金の引下げがあれば、支給取消の対象になってしまいます。そういった意味ではアフターフォローのある助成金となっております。

業務改善助成金の説明は以上になります。今年度も引き続き、助成金の活用によって労働条件の改善を目指しているところです。御不明な点がありましたら、雇用環境均等室へ御相談、お問い合わせいただければと思います。本日はお時間いただきましてありがとうございました。

岡田会長

はい、ありがとうございました。ただいまの説明について何か質問はありますか。

(質疑なし)

はい、それでは、今後の審議に際しまして、いま御説明いただきました支援策などを踏まえて、審議を進めていきたいと思います。

次に、次第の3「その他」について、事務局よりお願いいたします。

東補佐

今後の審議会の開催日程についてお伝えいたします。

今後、専門部会で具体的な金額審議をしていただき、審議会で答申という流れとなりますが、現在、第1回目の専門部会の日程も決まっていない状況です。

したがって、日程につきましては、決まり次第各委員にお伝えしたいと思っております。

岡田会長

次回の本審は未定ということで、事務局は日程調整をお願いします。

それでは、次回の審議会も公開といたします。

そのほか、全体を通して、御意見等ございませんか。

(質疑なし)

岡田会長

事務局から何かありますか。

檀上賃金室長

ございません。

岡田会長

それでは、これをもちまして第 562 回広島地方最低賃金審議会を閉会といたします。